

## 調 達 公 告

一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

令和8年度鳥取県税外債権納付勧奨コールセンター業務 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札に当たっては、入札説明書別添「令和8年度鳥取県税外債権納付勧奨コールセンター業務仕様書（以下「仕様書」という。）の5に示す業務内容について、仕様書の8（2）に示す予定数量に業務の件数1件当たりの単価（税抜）を乗じて得た金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として入札書（入札説明書様式第5号）に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）に実績件数を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価欄に記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定数量は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「債権回収」又は「その他」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) プライバシーマークを取得していること。

(6) 過去5年間（本件調達の公告日を起算日とする。）に、国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体の発注したコールセンター業務（納付勧奨を目的としたものに限らない。）を受注し、業務を完了した実績を有する者であること。（令和8年3月31日までに完了見込の場合も可とする。）

### 3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部税務課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部税務課 債権管理担当

電話 0857-26-7784

電子メール [zeimu@pref.tottori.lg.jp](mailto:zeimu@pref.tottori.lg.jp)

#### (2) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和8年2月24日（火）から同年3月6日（金）までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部税務課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/zeimuka/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者は、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日（火）から同年3月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1) に同じ

#### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定通信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和8年3月13日（金）午前10時 即時開札。（ただし、郵送等による入札書の受領期限は令和8年3月12日（木）午後5時までとする。）

##### イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階 令和の改新戦略本部・総務部 会議室

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書の7に示す事前提出物を、郵便等又は持参により令和8年3月6日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。なお、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載の単価に仕様書の8(2)に示す予定数量を乗じて得た額の合計金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の

提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退できないものとする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

ウ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降になる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わない。